

練馬区障害者リフト付福祉タクシー利用案内

6年4月から
利用対象者を
拡大します

ストレッチャーや車いすのまま乗り降りできるタクシーの費用の一部を区が負担します

1 利用 できる 方

練馬区民で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。ただし、日常外出時に車いす・ストレッチャーを使用している方に限ります (付添人の同乗は可能です。)

※身体障害者手帳あるいは愛の手帳もお持ちの方は、そちらの手帳でご利用ください。

2 料 金 に つ い て

メーター料金 + **介助料金等の加算料金** をお支払いください。

- ・加算料金は、事業者ごとに違います。詳しくは、「事業者一覧」をご覧くださいの上、予約の際に「事業者にご確認ください」。
- ・予約料金と迎車料金に相当する部分は、区が負担します。
- ・精神障害者保健福祉手帳を提示することで、メーター料金が1割引になる場合があります (ただし、一部未実施の事業者があります)。
- ・料金は、練馬区福祉タクシー券で支払うこともできます。

3 利 用 方 法

- ① 「事業者一覧」から事業者を選び、直接、電話等で「練馬区リフト付タクシー事業を利用したい」と事業者利用日の2週間前から前日までに予約してください。
- ② 乗車日当日は、精神障害者保健福祉手帳を運転手に必ず提示してください(区に報告するために、お名前・ご住所・手帳の障害等級を控えさせていただきます。)

4 ご 注 意 く だ さ い

- **以下の項目にあてはまる方はご利用できません。**
 - **練馬区に住民登録がない場合**
 - **精神障害者保健福祉手帳の住所が現在の住民登録の住所でない場合**
 - **転入、転出等で住民票を移した場合で精神障害者保健福祉手帳の住所変更の手続きを行っていない場合**
 - **精神障害者保健福祉手帳の有効期間が切れている場合**
- 予約料金と迎車料金に相当する部分を区が負担するのは、上記の3利用方法で、「事業者一覧」の事業者のタクシーを利用した場合のみです。
- 予約をキャンセルする場合、キャンセル料金が発生することがあります。詳しくは、「事業者一覧」をご覧くださいか、事業者に確認してください。
- この制度を利用できるのは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のほか、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方のみです。それ以外の手帳をお持ちの方は、利用できません。
- 車両の空き状況や交通事情等によっては、対応できないこともあります。詳しくは事業者にご確認ください。

【問い合わせ先】

- **リフト付き福祉タクシー制度に関すること** 障害者サービス調整担当課障害調整係 Tel.5984-1456
- **精神障害者保健福祉手帳に関すること** 保健予防課精神保健係 Tel.5984-4764